成長著しい東南アジアで進む法整備

ASEANにおける知財の現状と特許庁の取り組み

特許庁 総務部国際課

4月14日、京都国際会館において「第3回日アセアン特許庁長官会合」が開催された。東南アジア10か国により構成される東南アジア諸国連合（ASEAN）では、国により使用される言語も知的財産の保護水準もさまざまであり、国ごとに出願・登録を行う必要があるため手続きが煩雑である。そのため、ASEANでは域内の協力を進めるべくさまざまな取り組みがなされてきた。日本国特許庁は、域内の協力を支援するため「日アセアン特許庁長官会合」を開催している。また、地域への協力だけでなく、各国の実情に合わせたテーラーメードの個別協力も行っている。

緩やかな制度調和

近年、ASEANは著しい経済成長を遂げている。今後2017年までの間にASEAN主要国では年平均5−6%の経済成長が予想されており、また20年までには中間所得者層以上の人口がASEAN6（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）で4億人を超えると推計されている。

ASEANとわが国は地理的に近く、政治的・経済的・文化的に深い関係を築いてきた。わが国にとってASEANは中国、米国に次ぐ3番目の輸出相手であり（12年）、ASEANからみてわが国は中国に次ぐ貿易相手国である（11年）。今後も経済成長に伴い、さらなる市場拡大が期待されるASEANは、日本にとってますます重要な貿易相手となることが予想される。

所得水準の向上に伴い、高付加価値のサービス／商品を保護するためのツールである知的財産権はその重要性を増していくと考えられるが、欧米諸国と比べると、ASEANとの貿易額に比して日本からのASEAN主要国への特許などの出願件数は少ない状況である。また、ASEANにおける知的財産保護の現状は十分であるとは言い難く、貿易・投資を促進する上で重要な基盤となる産業財産権制度・運用の改善が急務となっている。

関連条約へ加盟

1990年代、ASEAN諸国は「アセアン知的財産協力枠組協定」を結び、知的財産に関する域内での協力関係の構築を目指した。当初、広域特許庁の設立など、域内で共通の知財制度を検討していたが、資金的な問題や、域内各国の言語や発展レベルの違いなどが障壁となり、現時点において実現に至っていない。他方、2011年8月に策定された「ASEAN知的財産権行動計画2011−2015」では、一つの出願願書を条約に従って提出することで加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える特許協力条約（PCT）や、商標・意匠に関するマドプロ・ハーグ協定といった条約への加盟、ASEAN域内での特許審査協力プログラムの推進などを目標に掲げている。このことからも分かるように、現在ASEAN諸国は、広域の知財制度ではなく、知財関連条約への加盟や審査協力による緩やかな制度調和というアプローチにその方向性を移している。例えばフィリピンはマドプロに加盟し、ブルネイでは特許登録部が新設されるとともにPCTへの加盟を果たした。インドネシア、マレーシア、タイではマドプロ加盟などを目的とした知財法の改正を検討している。

各国の人材育成・IT化支援

情報共有、共通システム基盤構築

各国へ個別協力

また、ASEAN各国における知財に対する取り組みも進展している。これまで、シンガポールでは特許審査業務を他国の知財庁に外注していたが、12年より特許審査官の採用を開始しており、今後、分野は限定的ながらも審査業務を自ら行えるようにする予定である。産業財産権の存在しないミャンマーでは、特許法・意匠法・商標法などの制定が検討されている。

このように、国ごとに異なる水準の知財制度を有するASEANに対して、日本国特許庁は長年にわたり個別協力を行ってきた。12年度末までにASEANから招へいした研修生の数は2400人を超える。出願受け付け・事務処理の機械化、先行技術文献の検索システムの整備などの情報化協力は、手続きの透明性の向上に寄与すると考えられる。ASEAN諸国の国民に対する知的財産の普及啓発を目的としたセミナーやワークショップの開催も行っている。さらに、審査協力の一環として、第1庁において特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられる仕組みである「特許審査ハイウェイ（PPH）」を、シンガポール、フィリピンに続き、6月からインドネシアと開始することで合意した。

ハイレベルでの対話

長官会合を開催

他方、ASEAN各国への個別協力だけでは、ASEANにおける知財保護強化への取り組みは十分であるとはいえない。日本国特許庁は、ASEANが目指す域内の調和に対してASEANのニーズに沿った適切な協力を行うべく、日本−ASEAN間での知的財産担当部局間のハイレベルな対話の機会として「日アセアン長官会合」を創設し、12年2月に第1回会合を開催した。12年7月にシンガポールで開催された第2回会合では、ASEAN各国との間で知的財産に関する協力覚書を締結し、人材育成・IT化支援などの具体的な協力内容に関する行動計画を採択した。そして今年4月、京都で「第3回日アセアン特許庁長官会合」を開催し、既存の協力に加えて①特許分類や文献検索、PPHに関するセミナーなど審査の実体面に踏みこんだ支援強化②ASEANと審査情報を共有するための共通システム基盤の構築によるIT支援の強化③「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」や「世界知的所有権機関（WIPO）」といった関係機関との連携強化による模倣品対策などに関する協力の推進を含む新たな行動計画を採択した。特許分類や文献検索など日本国特許庁の審査実務に関する知見の共有や、共通システムの基盤を用いた日本における審査結果の提供などにより、ASEAN各国知財庁における審査の質の向上が見込まれる。また、ASEAN地域で活動するERIAや国連機関であるWIPOと協力し、これらの専門機関が行う政策提言や新興国協力に係る取り組みと連携することで、模倣品対策などASEANにおける知財保護環境の整備が一層促進すると期待される。さらに、日本国特許庁の主催で「アセアン特許庁シンポジウム2013」を開催し、ASEAN各国の知財の取り組みについて、ASEAN各国の知財庁長官らをパネリストとしてパネルディスカッションを行った。

交流40周年

13年、わが国とASEANとの交流は40周年を迎える。日本とASEANがともに発展・繁栄していくうえで、イノベーションを通じた自律的経済発展がなされる環境づくりが重要である。日本国特許庁は、今後も「日アセアン特許庁長官会合」やシンポジウム、ASEAN各国知財庁との対話の場を通じてASEANに知財の重要性を広めるとともに、ASEANが取り組む「アセアン知的財産権行動計画2011−2015」の実行の支援を行うなどして、ASEAN地域における知財基盤の整備を進めていく。

ASEAN各国における出願シェア（特許）

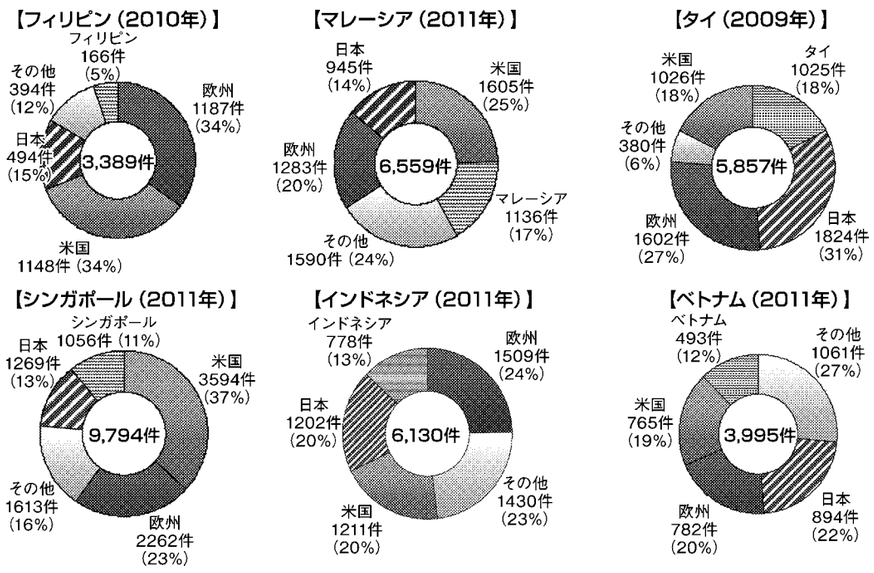

ASEAN各国における出願シェア（意匠・商標）

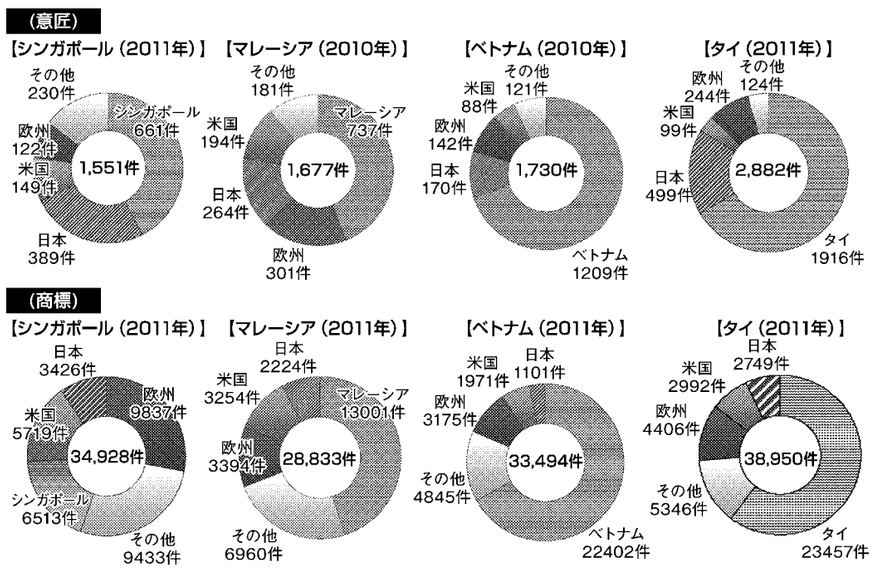

ASEANにおける知財法整備・条約加盟状況

		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
国際条約	WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	WTO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	PCT	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	ハーグ協定	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	マドリッド協定議定書	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○
国内法	特許法	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	意匠法	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

○：国際条約に加盟／国内法が整備済
×：国際条約に未加盟／国内法が未整備

4.18 発明の日特集

中央光学出版株式会社
IP Solution
IP Outsourcing
IP Support
国内 特許・意匠検索ASP 「CKS Web」
内外特許・意匠検索ASP 「Orbit.com」
知的財産権調査のアウトソーシング
文書の電子化サービス は
http://www.cks.co.jp/

知的財産のソリューションは (株)プロパティ
◆データベース
ORBIT 世界の特許検索データベース
●お手頃な価格になりました
CNIPR 中国特許専用データベース
●データ更新がもっとも早く低コストの商用データベース
Design Finder 世界の意匠検索データベース
●世界の意匠を横断検索できる唯一の商用データベース
My IP Base 情報管理WEBデータベース
●カスタマイズ型のWEBデータベースからユーティリティソフトまで
◆アウトソーシング
特許・意匠・商標調査（国内・国外）
●出願前調査・審査請求前調査・無効資料調査・出願人調査
技術解析（パテントマップ・ランドスケープ）
●統計解析から定性解析まで、独自の手法で貴社をサポート
特許翻訳・翻訳辞書作成
●英・中・タイ・ベトナム・インドネシア語
技術移転・ライセンスサポート
●中小企業・大企業の技術ビジネスをプロパティのネットワークで
（アジア・海外 特許調査・解析専門 あらゆる知識で貴社の知的財産ワークをサポート）
ROPERTY 株式会社プロパティ
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-7
Tel.03-5324-3461 Fax.03-5324-3464
E-mail:post@property.ne.jp
http://www.property.ne.jp

日本企業の知財業務を支援します！ 日本アイアール株式会社
中国業務
特許調査（内外）
知財教育
特許管理システム
■中国知財支援
現地との円滑なコミュニケーションより、精度の高い翻訳や調査結果のご提供が可能です。模倣品対策などもワンストップで承ります。
ベテラン中国弁理士が日本国内で直接対応する明細書作成サービスは、多くの企業に支持されています。
■国内外特許調査
目的、予算に合わせた最適な特許調査をご提案し、ご納得いただける結果をご提供いたします。
■知的財産教育
演習を含めた実践的な公開講座や出張セミナーのほか、各種教育用ツールも作成しています。
■特許管理システム：「MASYS」シリーズ
コンパクトながらも、幅広いクライアント様からのニーズに応える柔軟性・拡張性が特徴です。コストパフォーマンスも抜群です。

日本アイアール株式会社
海外事務所：中国北京（HLE 社）
〒160-0008 東京都新宿区三栄町25−7
TEL：03-3357-3467 FAX：03-3357-8277 e-mail：ir@nihon-ir.co.jp
URL：http://www.nihon-ir.jp ブログ：http://nihonir.exblog.jp/